

○南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

令和3年5月24日要綱第34号

南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネルギー性能やバリアフリー性能といった良質な住宅ストックの形成を図るとともにテレワーク等の柔軟な働き方に応じた住民の住環境の質の向上を図るため、自己の居住する住宅のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行う町民に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

2 補助金の交付については、南風原町補助金等交付規則（平成21年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記載されている者で、現に本町に居住していること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受けていない（当該支給限度額を超える工事を行う場合を除く。）こと。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による住宅改修費の支給を受けていない（当該支給限度額を超える工事を行う場合を除く。）こと。
- (4) 補助対象者及び同一世帯に居住する者が、町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、給食費、保育料）を滞納していないこと。
- (5) 補助を受けようとする工事について、国、県又は町の他の制度による補助又は扶助（当該補助又は扶助の対象外となる工事を除く。）を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が認めた場合は、補助対象者としてすることができる。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象は、町内に存する建築後1年を経過している住宅で、補助対象者が所有する住宅とする。

2 前項に掲げる住宅については、住居部分を補助対象とし、非居住部分（店舗、事務所、車庫、倉庫等をいう。）については、補助の対象としない。

(補助対象工事)

第4条 補助対象となる工事は（以下「補助対象工事」という。）は、総工事費20万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。）の工事であって、次に掲げる工事とする。

- (1) 次のいずれかに該当するバリアフリー改修工事
 - ア 通路等の拡張
 - イ 階段の勾配の緩和
 - ウ 浴室改良
 - エ 便所改良
 - オ 手すりの取付
 - カ 段差の解消
 - キ 出入口の戸の改良
 - ク 滑りにくい床材料への取替
 - ケ その他町長がバリアフリーに資するとして認める改修工事

(2) 次のいずれかに該当する省エネ改修工事

- ア 窓の断熱工事
- イ 床の断熱工事
- ウ 屋根及び天井の断熱工事
- エ 壁の断熱工事
- オ その他町長が省エネに資するとして認める改修工事

(3) 次のいずれかに該当する住宅の耐久性等を向上させる改修工事

- ア 柱、はり等主要構造部のはく離したコンクリートの除去及び補修
- イ ひさし、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位のはく離したコンクリートの除去及び補修
- ウ 居住空間の屋上部分にかかる防水補強の塗装工事
- エ その他町長が耐久性の向上に資するとして認める改修工事

(4) 次のいずれかに該当するテレワークの推進改修等の工事

- ア 室内空間の一角にテレワークを行うためのデスク等を新たに設置する改修工事
- イ 他の室内空間と壁や扉で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する改修工事
- ウ 上記ア、イの改修工事等を行う場合において、合わせて非接触型の住環境整備に資する改修工事
- エ その他町長がテレワークの推進改修工事に資すると認められる改修工事

2 前項の規定による工事であって、次の各号のいずれかに該当する工事業者が請け負う工事を補助の対象とする。

- (1) 本町に本社又は営業所がある法人
- (2) 本町に事務所を有し、かつ本町に住民登録している個人

3 前項の規定にかかわらず、工事を請け負う施工業者が、補助対象工事を一括して第三者に請け負わせた場合は、補助対象としない。

(補助対象工事期間)

第5条 補助対象となる工事は、第9条の規定による交付決定を受けた日以降に工事が行われ、当該年度の2月末日までに完了するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の20パーセントに相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とする。

(補助の条件)

第7条 町長は、工事に要する経費の一部を助成するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 同一住宅及び同一補助対象者については、1回を限度に補助金の対象とし、共有名義の住宅については、共有者のうち1人に限り補助の対象とするものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が補助金の交付の申請をしようとするときは、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書若しくはこれに替わるもの
- (3) 工事費用見積書、工事箇所の数量拾い図、資材などの説明書

- (4) 工事前写真又はこれに代わる同等の書類
 - (5) 工事業者の所在地が証明できるもの
 - (6) その他町長が必要と認める書類等
- (補助金交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上で補助金を交付することが適当であると認めるときは、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第10条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について、変更又は廃止が生じた場合は、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）により第8条に掲げる書類のうち当該変更又は廃止に関するものを添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の南風原町住宅リフォーム支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）の提出があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を補助金の変更承認申請をした者に通知するものとする。

(状況報告及び実施検査)

第11条 町長は、必要があるときは、工事の遂行状況に関し、補助決定者に報告を求め、職員に実施検査を行わせることができる。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、工事が完了したときは、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 工事実施後の住宅の現況及び工事箇所の写真（工事前・工事中・完了）
- (3) 南風原町住宅リフォーム支援事業工事完了証明書（様式第6号）
- (4) その他町長が必要があると認める書類等

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助決定者は、前条の規定により補助金の交付確定を受けたときは、速やかに南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助決定者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成24年要綱第10号）は、廃止する。

附 則（令和3年5月24日要綱第34号）

この要綱は公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

南風原町長

様

(申請者)

住所

氏名

印

TEL

南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

年度における南風原町住宅リフォーム支援事業を下記のとおり実施しますので、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業計画

(1) 工事対象住宅 持ち家

(2) 工事内容

(3) 工事期間 着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

(4) 工事金額 金 円

(5) 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給額 金 円

（介護保険法による居宅介護（介護予防）住宅改修費を受ける場合）

(6) 住宅改修費支給費 金 円

（障害者自立支援法による住宅改修費を受ける場合）

(7) その他の補助支給額 金 円

(8) 補助対象工事費 金 円

2 補助金交付申請額 金 円

〈添付書類〉

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明若しくはこれに替わるもの

(3) 工事見積書、工事箇所の数量拾い図、資材などの証明書

(4) 工事前写真箇所の写真又はこれに代わる同等の書類

(5) 工事業者の所在地が証明できるもの

(6) その他町長が必要とする書類

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）
住所
氏名

南風原町長 印

南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南風原町住宅リフォーム支援事業補助金
については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付金決定額 金 円

- （注） 1 補助金の交付額は、補助事業の終了後実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第5号）を提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。
- 3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- 4 補助金を補助金交付申請書記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

南風原町長 様

（申請者）

住所

氏名



南風原町住宅リフォーム支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により変更承認申請します。

記

1 補助対象住宅 持ち家 ・ 借家

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請額 金 円

当初交付決定額 金 円

補助金変更増減額 金 円

様式第4号（第10条関係）

第 年 月 日 号

（申請者）

住所

氏名

南風原町長

印

南風原町住宅リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった南風原町住宅リフォーム支援事業補助金については、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金変更決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既補助金交付決定額 | 金 | 円 |

- （注）1 補助金の交付額は、補助事業の終了後実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するとき、中止するとき、又は廃止するときは、あらかじめ連絡してください。
- 3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。
- 4 補助金を補助金交付申請書記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

南風原町長 様

（申請者）

住所

氏名



南風原町住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書

年度における上記補助事業を完了しましたので、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

- | | | | | | | |
|---|------------|---|---|---|---|---|
| 1 | 補助金交付決定日 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| | 補助金変更交付決定日 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | | 円 | | |

添付資料

- (1) 工事完了証明書（様式第6号）
- (2) 工事代金領収書の写し（補助申請詳細が把握できるもの）
- (3) 工事实施後の住宅の現況及び工事箇所の写真（工事前・工事中・完了）
- (4) その他町長が必要とする資料等

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

南風原町長 様

（工事業者）

住 所

名 称

氏 名

㊞

T E L

南風原町住宅リフォーム支援事業工事完了証明書

南風原町住宅リフォーム支援事業において、下記のとおり工事が完了したことを証明します。

記

（申請者） 住 所

氏 名

（工事内容）

（工事期間） 着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

（請負金額） 金 円

（注）リフォーム工事の工事業者が記入し、補助金実績報告書に添付願います。

様式第7号（第13条関係）

第 年 月 日 号

（申請者）
住所
氏名

南風原町長 印

南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった南風原町住宅リフォーム支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 特記事項 | | |

（注） この確定通知書の受領後速やかに補助金交付請求の手続きをしてください。

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

南風原町長 様

（申請者）

住所

氏名



南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付確定通知のあった上記補助金を交付されるよう、南風原町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により請求します。

補助金交付請求額 金 円

（補助金の振込先）

ふりがな	
氏 名	
住 所	電話番号（ ）
口座番号	金融機関名 支 店 名 預 金 種 別 普 通 ・ 当 座 口 座 番 号 口 座 名 義